

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2025 年 1 月 20 日

株式会社太陽工機

2025年1月20日

新潟県長岡市西陵町221番35
株式会社太陽工機
代表取締役社長 渡辺 剛

株式売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）であるDMG森精機株式会社（以下「DMG森精機」といいます。）から、2025年1月7日付で、会社法第179条第1項の規定に基づき、当社の株主の全員（ただし、DMG森精機及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（以下「本売渡株式」といいます。）をDMG森精機に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、2025年1月7日付の会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：DMG森精機株式会社

住所：東京都江東区潮見2-3-23

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

- (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

DMG森精機は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき1,875円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 4 号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号）

2025 年 2 月 10 日

- (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号）

DMG 森精機は、本株式売渡対価の支払のため、取得日までに、手元資金の充当もしくは、金融機関から本株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しております。

- (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条の 5 第 1 項第 2 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について DMG 森精機が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本株式売渡対価を交付いたします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないよう留意した事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項(会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 1 号)

- (1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めに関する事項

本株式売渡請求は、本公開買付けの結果、DMG 森精機が当社の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、本売渡株式を取得することにより当社を DMG 森精機の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2024年11月1日に公表した「支配株主であるDMG森精機株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2024年11月1日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

当社は、DMG森精機より2024年8月22日に、本取引の検討・協議を開始したい旨の申し入れを受け、その後2024年9月5日に、DMG森精機より本取引を行うことに関する書面での提案を受領しました。これらを受けて、当社は、本取引の検討並びにDMG森精機との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、DMG森精機が当社の支配株主（親会社）であり、本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し本取引の公正性を担保するため、2024年9月12日開催の当社取締役会において、当社及びDMG森精機から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、当社及びDMG森精機から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。

また、当社は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年9月12日開催の当社取締役会において、柿沼康弘氏（当社独立社外取締役）、多賀谷実氏（当社独立社外取締役）、高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、①本取引の目的が合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するかという点を含む。）、②本取引に係る手続の公正性が確保されているか、③本取引の条件（本公開買付けにおける買付価格を含む。）の妥当性が確保されているか、④上記①から③を踏まえて、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか、⑤当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。なお、当社の社外取締役は2名（柿沼康弘氏及び多賀谷実氏）、社外監査役は2名（森岡正樹氏及び宮沢啓嗣氏）であるところ、森岡正樹氏はDMG森精機の出身者であること、また宮沢啓嗣氏は当社の取引先である株式会社第四北越銀行の出身者であることを考慮し、より独立性の高い柿沼康弘氏及び多賀谷実氏を本

特別委員会の委員とすべきものと判断し、一方で審議の充実の観点からは当該委員の員数は3名以上とすることが望ましいため、当社において柿沼康弘氏及び多賀谷実氏に加え、外部有識者1名を当該委員として選任することといたしました。その上で、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言も参考にし、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する外部有識者である高橋明人氏を本特別委員会の委員として選任しております。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本取引に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当該取引条件による本取引に賛同しないことを決議しました。さらに、当社取締役会は、本特別委員会に対し、①本特別委員会が必要と認める場合には、独自のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用は当社が負担する。）、又は、当社のアドバイザーを承認する権限、②当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、③本特別委員会が必要と認める場合には、DMG 森精機との間で本取引の取引条件等の協議及び交渉を行う権限を付与することを決議しております。なお、本特別委員会は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、上記の権限に基づき、2024年10月2日、独自の第三者算定機関として赤坂国際会計事務所（以下「赤坂国際会計」といいます。）を選任しております。

また、当社は、本特別委員会において、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。

さらに、当社は、DMG 森精機から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております（かかる検討体制の詳細については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）。

当社は、野村證券から当社株式の価値算定結果に関する報告、DMG 森精機との交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言を受けるとともに、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応について

のガイダンスその他の法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、2024年10月2日、当社は、DMG 森精機より、当社の開示した財務情報等の資料に基づく当社の事業及び財務の状況の分析結果、当社株式の過去の市場株価推移に係る分析結果及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に考慮し、本公開買付価格を1,700円とする提案を受領いたしました。DMG 森精機からの提案に対し、同月8日、当社は、本特別委員会において、本取引と類似した案件におけるプレミアム水準、及び当社の第三者算定機関である野村証券による当該時点における当社株式の価値算定結果を踏まえて協議の結果、当社が本公開買付けへの応募を推奨する水準に満たないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。その後、同月15日、当社は、DMG 森精機より本公開買付価格を1,800円とする再提案を受領いたしました。DMG 森精機からの再提案に対し、同月17日、当社は、本特別委員会において、上記の理由に加えて、本特別委員会独自の第三者算定機関である赤坂国際会計による当該時点における当社株式の価値算定結果も踏まえて協議の結果、当社が本公開買付けへの応募を推奨する水準に満たないとして、本公開買付価格を1,950円に引き上げることを要請いたしました。その後、同月22日、当社は、DMG 森精機より本公開買付価格を1,850円とする再提案を受領いたしました。DMG 森精機からの再提案に対し、同月24日、当社は、本特別委員会及びその後の協議の結果、当社が本公開買付けへの応募を推奨する水準に満たず、少数株主の皆様価値最大化の観点で、本公開買付価格を1,900円に引き上げることをDMG 森精機に対し要請いたしました。その後、同月28日、当社は、DMG 森精機より本公開買付価格を1,875円とする最終提案を受領いたしました。DMG 森精機からの最終提案について、当社は本特別委員会委員を含めて慎重に協議の結果、当該最終提案は当社の少数株主の皆様利益にご配慮いただいた価格と考えている一方、本特別委員会として少数株主の皆様価値最大化を追求する観点から、同月30日、DMG 森精機に対し、再度本公開買付価格を1,900円に引き上げることを要請いたしました。その後、同月31日、当社は、DMG 森精機より、同月28日における最終提案は本取引と類似した案件におけるプレミアム水準と比べて十分なプレミアム水準が確保されており、かつ、当社の少数株主の皆様にとって不利益とならないよう最大限に配慮したプレミアムが付されているとして、同月28日における最終提案価格である1,875円を維持するとの回答を受領いたしました。DMG 森精機からの回答に対し、当社は、同月31日に実施された本特別委員会にて協議の結果、DMG 森精機に対し、少数株主の皆様価値最大化の観点で、本公開買付価格を1,890円に引き上げることを要請いたしました。その後、同月31日、当社は、DMG 森精機より改めて本公開買付価格を1,875円とする最終提案を受領いたしました。当社は、DMG 森精機からの最終提案を踏まえ、本特別委員会委員を含めて慎重に協議の結果、同月31日、DMG 森精機の最終提案を応諾し、本公開買付価格を1,875円とする旨の回答を行ったことで、DMG 森精

機との間で本公開買付価格について合意に至りました。

以上の経緯の下で、当社は、2024年11月1日開催の当社取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに2024年10月31日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村證券）」といいます。）、並びに本特別委員会の独自の第三者算定機関である赤坂国際会計より、本特別委員会を通じて提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（赤坂国際会計）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

当社は、2001年5月にDMG 森精機の連結子会社となって以降、事業の成長、ひいては当社の企業価値向上を図るため、両社が保有する経営資源を可能な限り相互に活用し、連携の強化を試みてきました。具体的には、主に海外における、当社製品のDMG 森精機グループのグローバルな拠点網を通じた販売やアフターサービスの提供、DMG 森精機グループの一員としての国際的な展示会への出展を通じた当社ブランド力の強化、技術人材及び営業人材の相互交流といった取組みを実行してまいりました。一方、工作機械市場における足元の動向を見ると、地政学リスクの高まりに伴う輸出管理に関する要求水準の向上や、顧客の製造ラインの省人化・効率化ニーズの高まりの中で、工作機械の自動化・複合化等さらに高付加価値な製品の需要拡大といった変化が生じております。こうした環境の変化の中で、さまざまな事業課題にタイムリーに対応し、当社の持続的な企業価値の向上を実現するためには、当社とDMG 森精機が一層の一体感とスピード感をもって連携し、これまで実行してきた取組みにとどまらず、さらに強固な事業上の相互連携を実現する必要性が生じていると考えております。

他方で、当社は独立した上場会社であるため、DMG 森精機以外の少数株主にも配慮しつつ、当社単独として適切な意思決定・機関決定プロセスを経る必要があり、DMG 森精機との経営資源の相互活用については、DMG 森精機と少数株主との利益相反への懸念や当社の独立性の確保の観点から、一定の制約や限界が存在しておりました。本取引後においては、そうした制約を回避し、相互連携を深化させることで、下記のようなシナジーの実現に繋がるものと考えております。

I. 海外市場における受注獲得に向けた連携強化

当社が強みを有する立形研削盤市場においては、国内市場は周期的な変動を伴いつつも緩やかな成長に留まる見通しであり、当社のさらなる成長のためには、高い市場成長の見込まれる海外市場の開拓と市場シェアの獲得が不可欠であると考えておりま

す。特に DMG 森精機が強みを有する欧米市場においては、潜在的な顧客は存在するものの、当社の主力製品である立形研削盤に対する認知が低い点に課題があると考えており、DMG 森精機の欧米を中心としたグローバルな販売網とアフターサービスの提供基盤を活用することで、当社の事業成長の蓋然性を高めることが可能になると考えております。

II. 生産力の強化及び事業効率化に向けた多面的な連携強化

当社は 2025 年 12 月期から 2026 年 12 月期にかけて、DMG 森精機の子会社である DMG MORI Precision Boring 株式会社（以下「DMG MORI Precision Boring」といいます。）と共同で新潟・長岡での新工場の建設を予定しており、飛躍的な生産能力の拡大を見込んでおります。本取引の実施を通じて、同工場における DMG MORI Precision Boring との人材や調達・物流の共通化、生産設備の共同利用等により、DMG 森精機と少数株主との利益相反への懸念や当社の独立性の確保といった制約に捉われず、事業運営の効率化を図ることが可能になると考えております。

III. 技術ノウハウの共有を通じた製品の付加価値向上

DMG 森精機が強みを有する工作機械の自動化・複合化技術を当社製品に取り込むことにより、さらに付加価値の高い製品を開発し、製品単価を向上させることが可能になると考えております。また、DMG 森精機は製造の標準化において先進的な取り組みを行っており、こうした技術を取り込むことで、これまで完全受注生産であった生産体制から、汎用機・セミカスタム機等は共通した機構の見込み手配・生産が可能となり、これまで納期に期間を要することを理由に獲得できなかった受注の獲得や、製品の納入にかかるリードタイムの短縮による顧客満足度の向上、運転資本の回転率の向上に繋がると考えております。

なお、上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、資本市場から資金調達を行うことができなくなることや、上場会社として享受してきた知名度や信用力、人材の確保に影響を及ぼす可能性が考えられますが、当社の現在の財務状況等を考慮するとエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれず、また、これまでの長きにわたる事業活動や社会活動を通じて、工作機械業界におけるブランド力や知名度は既に浸透し、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係も構築できていると考えております。また、DMG 森精機は上場会社であり高い社会的信用及び認知度を有していると考えられることから、DMG 森精機の完全子会社になったとしても、上場会社である現状と比して当社の社会的信用や採用活動への悪影響が生じることは考えにくいことから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は高

くないと判断いたしました。

また、当社は、以下の点等から、本公開買付価格である1株当たり1,875円は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (ア) 当該価格が、当社において、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の関与の下、DMG 森精機との間で十分な交渉を重ねた結果、合意された価格であること。
- (イ) 当該価格が、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書(野村證券)における算定結果のうち、市場株価平均法及び類似企業比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果の範囲内であること。
- (ウ) 当該価格が、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑤特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書(赤坂国際会計)における算定結果のうち、市場株価法及び類似企業比較法による算定結果の範囲を上回っており、また、DCF法による算定結果の中央値を上回っていること。
- (エ) 当該価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2024年10月31日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,375円に対して36.36%、2024年10月31日から直近1ヶ月間の終値単純平均値1,335円に対して40.45%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値1,293円に対して45.01%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値1,373円に対して36.56%のプレミアムが加算されたものであり、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降2024年10月31日までに公表され、かつ成立した、親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例55件におけるプレミアム水準(公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値(それぞれ42.41%、43.37%、42.31%、40.87%)及び平均値(それぞれ43.47%、45.32%、44.38%、42.31%))と比較して、公表日の前営業日、直近1ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム(それぞれ36.36%、40.45%、36.56%)は過去の類似事例におけるプレミアム水準を下回るものの、過去の類似事例において、36.36%、40.45%、

36.56%を下回るプレミアム水準の案件がそれぞれ17件、22件、21件存在しており、また、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは過去の類似事例におけるプレミアム水準を上回っていることから、本公開買付価格は当社株式の市場株価に対して合理的な水準のプレミアムが付されていると認められること。

(オ) 当該価格は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

こうした判断の下、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2024年11月1日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。当社取締役会における決議の方法については、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑦当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2024年12月17日、DMG森精機より、本公開買付けの結果について、当社株式2,471,172株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2024年12月23日（本公開買付けの決済の開始日）付で、DMG森精機の所有する当社株式の議決権所有割合（注1）は92.84%となり、DMG森精機は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注1）「議決権所有割合」とは、当社が2024年11月1日に公表した「2024年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数（5,956,400株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（76,192株）を控除した株式数（5,880,208株）に係る議決権数（58,802個）を分母として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しています。

このような経緯を経て、当社は、DMG森精機より、2025年1月7日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び

検討を行いました。その結果、当社は、2025年1月7日付の当社取締役会決議において、(i) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、2024年11月1日開催の取締役会において、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき1,875円という本株式売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した2024年10月31日付本答申書においても、本取引に係る手続の公正性及び本取引の条件の妥当性が確保されているものと認められると判断されている等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であると考えられること、(iii) DMG 森精機は、本株式売渡対価の支払のため、取得日までに、手元資金の充当もしくは、金融機関から本株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しており、当社としても、DMG 森精機と当該金融機関との間の当座貸越約定書の写しにより、DMG 森精機による資金確保の方法を確認していること (iv) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降2025年1月7日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、DMG 森精機からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、DMG 森精機及び当社は、当社が DMG 森精機の連結子会社であり、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、DMG 森精機と当社の DMG 森精機以外の株主との間で構造的に利益相反の関係があることに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

なお、DMG 森精機は、本公開買付けの公表日（2024年11月1日）時点において、

当社株式を2,988,000株（所有割合：50.81%）所有していたため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定しておらず、また、同様の理由で、買付予定数の下限自体を設定していなかったとのことです。もっとも、DMG 森精機及び当社において以下の①から⑨の措置を講じていることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

また、以下の記載のうち、DMG 森精機において実施した措置については、DMG 森精機から受けた説明に基づくものです。

① DMG 森精機における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

DMG 森精機は、本公開買付け価格を決定するにあたり、DMG 森精機及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。

みずほ証券による当社株式の価値算定の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「③公開買付け者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、DMG 森精機から本取引の検討・協議を開始したい旨の申し入れを受けた2024年8月22日以降、DMG 森精機から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言も得つつ、特別委員会の委員の候補者となる当社の独立社外取締役及び独立社外監査役について、独立性及び適格性の確認を行いました。当社は、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって特別委員会を構成するべく、特別委員会の委員の各候補者が DMG 森精機からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、2024年9月12日開催の当社

取締役会における決議により、柿沼康弘氏（当社独立社外取締役）、多賀谷実氏（当社独立社外取締役）、高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の3名から構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問しました。なお、当社の社外取締役は2名（柿沼康弘氏及び多賀谷実氏）、社外監査役は2名（森岡正樹氏及び宮沢啓嗣氏）であるところ、森岡正樹氏はDMG 森精機の出身者であること、また宮沢啓嗣氏は当社の取引先である株式会社第四北越銀行の出身者であることを考慮し、より独立性の高い柿沼康弘氏及び多賀谷実氏を本特別委員会の委員とすべきものと判断し、一方で審議の充実の観点からは当該委員の員数は3名以上とすることが望ましいため、当社において柿沼康弘氏及び多賀谷実氏に加え、外部有識者1名を当該委員として選任することといたしました。その上で、当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言も参考に、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験、知見を有する外部有識者である高橋明人氏を本特別委員会の委員として選任いたしました。本特別委員会の委員長としては多賀谷実氏が就任しており、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されておられません。また、本特別委員会の委員の報酬は、柿沼康弘氏及び多賀谷実氏については固定額の報酬、高橋明人氏については稼働時間に時間単価を乗じて算出した報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、①本特別委員会が必要と認める場合には、独自のフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用は当社が負担する。）、又は、当社のアドバイザーを承認する権限、②当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、③本特別委員会が必要と認める場合には、DMG 森精機との間で本取引の取引条件等の協議及び交渉を行う権限を付与することを決議しております。

上記の取締役会においては、当社の取締役6名のうち、DMG 森精機の関係者である森雅彦氏及び大石賢司氏を除く取締役4名にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会においては、当社の監査役4名のうちDMG 森精機の出身者である森岡正樹氏を除く監査役3名全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

（ii）検討の経緯

本特別委員会は、2024年9月12日から2024年10月31日までの間に合計8回、合計約10時間にわたって開催され、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行うなどして、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、まず、2024年9月12日、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券並びに当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じてこれらのアドバイザーから専門的助言を受けることに異議がないことを確認しております。

また、本特別委員会は、第三者算定機関の候補者の独立性及び専門性、実績等を検討の上、2024年10月2日、当社及びDMG 森精機から独立した独自の第三者算定機関として赤坂国際会計を選任いたしました。本特別委員会は、赤坂国際会計が当社及びDMG 森精機の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を担保するために講じるべき措置について検討を行っております。

加えて、本特別委員会は、本諮問事項の検討にあたり、DMG 森精機に対して、本取引を実施する目的・理由等、この時期に本取引を行うことを選択した背景・目的、本取引後の当社の経営方針・ガバナンス等、本取引の手続・条件等について、書面による質問を送付し、これらの事項について、DMG 森精機の小林弘武氏（代表取締役副社長）及び中澤文彦氏（常務執行役員）から直接説明を受け、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社から、本取引の意義・目的、DMG 森精機が想定している本取引実施後の施策の内容及び経営体制・経営方針等に関する当社経営陣としての見解及び関連する情報を聴取するとともに、これらの事項について質疑応答を行っております。

さらに、本特別委員会は、当社が作成した2024年12月期から2030年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の内容、前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受け、質疑応答を行った上で、これらの合理性を確認し、承認しております。その上で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、野村證券及び赤坂国際会計は、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を行い、本特別委員会は、野村證券及び赤坂国際会計から、それぞれが実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答を行い、これらの事項について合理性を確認しております。

本特別委員会は、2024年10月2日に当社がDMG 森精機から本公開買付価格を1株当たり1,700円とする最初の提案を受領して以降、当社がDMG 森精機から公開買付価

格についての提案を受領する都度、当社において交渉を担当する野村證券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、野村證券から受けた財務的見地からの助言も踏まえてその内容について審議・検討を行いました。また、野村證券から DMG 森精機に対する交渉方針及び回答書について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、野村證券に対して指示・要請を行う等、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しました。その結果、当社は、2024年10月28日に DMG 森精機より本公開買付価格を1株当たり1,875円とする旨の最終回答書を受領し、その後複数回の本公開買付価格引上げに関する打診を経て、2024年10月31日に本公開買付価格を1株当たり1,875円とすることで合意に至りました。結果として、計3回、最初の価格提案から10.29%（小数点第三位を四捨五入しております。）の価格の引き上げを受けるに至っております。

さらに、本特別委員会は、野村證券から、複数回、当社が開示又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

（iii）判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、並びに野村證券から受けた財務的見地からの助言、2024年10月31日付で提出を受けた本株式価値算定書（野村證券）及び本株式価値算定書（赤坂国際会計）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

1. 本取引の目的が合理的と認められるか（本取引が当社の企業価値向上に資するかという点を含む。）

《結論》

本公開買付けを含む本取引の目的は合理的と認められる（本取引が当社の企業価値向上に資する）と考える。

《理由》

- 当社らから説明を受けた「(a)本取引の目的及び必要性・背景事情」、並びに「(b)本公開買付けを経て行われる本取引のメリット」について、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであると考えられること
- まず上記(a)に関して、当社を取り巻く市場環境及びそれを踏まえた当社の基本的な対応の方向性として、大要、当社が属する工作機械業界は、経済環

境の変化により需要が大きく変動する業界であるとのところ、足元の事業環境は、ウクライナ情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰、円安による物価上昇等の影響を受けている状況であるとのことであり、こうした状況下において、当社は市況に適応した会社規模を維持しつつ、好不況に左右されずに収益を確保できる基盤を構築するとともに、企業体制の安定化に取り組んでいるとのこと、また、今後も持続的な成長と安定した経営基盤の整備のため、営業展開、製品開発及び法令等遵守の各項目を重点課題と位置づけ、取り組みを行っていくとの点は、いずれも当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すると考えられるとともに、当社に固有の状況も踏まえた上で、当社の取り組むべき基本的な方向性を示すものとして合理的なものであると言えること

- 加えて、同じく上記 (a) に関して、当社は、2001 年 5 月に DMG 森精機の連結子会社となって以降、事業の成長、ひいては当社の企業価値向上を図るため、両社が保有する経営資源を可能な限り相互に活用し、連携の強化を試みてきたとのこと、具体的には、主に海外における、当社製品の DMG 森精機グループのグローバルな拠点網を通じた販売やアフターサービスの提供、DMG 森精機グループの一員としての国際的な展示会への出展を通じた当社ブランド力の強化、技術人材及び営業人材の相互交流といった取り組みを実行してきたとのこと、その一方で、工作機械市場における足元の動向を見ると、地政学リスクの高まりに伴う輸出管理に関する要求水準の向上や、顧客の製造ラインの省人化・効率化ニーズの高まりの中で、工作機械の自動化・複合化等さらに高付加価値な製品の需要拡大といった変化が生じているとのこと、こうした環境の変化の中で、さまざまな事業課題にタイムリーに対応し、当社の持続的な企業価値の向上を実現するためには、当社と DMG 森精機が一層の一体感とスピード感をもって連携し、これまで実行してきた取り組みにとどまらず、さらに強固な事業上の相互連携を実現する必要性が生じていると考えるとの各点は、上記の当社を取り巻く市場環境及びそれを踏まえた当社の基本的な対応の方向性を前提として、さらに当社と DMG 森精機とのこれまでの協働、関係性、さらに近時の工作機械市場・業界の具体的な状況を踏まえて、今般の本取引の検討を進めているものとして合理的な対応であると考えられること
- さらに、DMG 森精機においては、当社の上場会社としての独立性を尊重しながら、当社及び DMG 森精機グループの中長期的な成長の観点から、両社間の資本関係について慎重な検討を重ねてきたところ、当社株式が上場している状況においては、上場会社としての独立性の確保の必要性及び DMG 森精機と当社の少数株主との間での潜在的な利益相反の懸念があり、経営資源の共有

や迅速な意思決定という観点で制約があると認識しており、資本関係の見直しはいずれ必要になるものと考えていたとのこと、かかる状況の下、DMG 森精機が、本取引を通じて当社株式の全てを取得し、当社を DMG 森精機の完全子会社とすることにより、上場子会社である当社との構造的な利益相反リスクを解消し、当社を含む DMG 森精機グループの連携をさらに進めるとともに、意思決定を迅速化させることが可能と考えるとの点は、上記のとおり、当社において事業環境の変化の中で、さまざまな事業課題にタイムリーに対応し、当社の持続的な企業価値の向上を実現するためには、当社と DMG 森精機が一層の一体感とスピード感をもって連携し、これまで実行してきた取り組みにとどまらず、さらに強固な事業上の相互連携を実現する必要性が生じていると考えているとの当社の認識、意向にも沿うものであり、当社における持続的な企業価値向上のための対応として合理的なものと言えること

- また上記(b)に関して、まず DMG 森精機側から当社に対して現時点において提示されている想定シナジー（本取引を経て期待されるシナジー）は、「(i) DMG 森精機からのサポートによる当社のさらなる成長」、「(ii) 新潟・長岡エリアにおけるシナジーの追求」及び「(iii) 親子上場の解消によるコーポレート・ガバナンス強化」とのことであり、その具体的な内容は本意見表明プレスリリース最新版ドラフトに記載されているとおりで、これらはいずれも現時点で当社において課題として認識している状況、また今後の取組みを検討している事項にも沿うものと考えられ、DMG 森精機側からの提案内容としては、まずは合理的なものと考えられること
- 加えて、同じく上記(b)に関して、上記(i)から(iii)の DMG 森精機側から当社に対して現時点において提示されている想定シナジーを踏まえ、さらに当社側においても検討を行った上で、本取引の後に実現を目指すシナジー（すなわち取り組むべき施策）として、「①海外市場における受注獲得に向けた連携強化」、「②生産力の強化及び事業効率化に向けた多面的な連携強化」及び「③技術ノウハウの共有を通じた製品の付加価値向上」が挙げられており、上記同様、その具体的な内容は本意見表明プレスリリース最新版ドラフトに記載されているとおりで、まず上記①について工作機械メーカーにおいて今後の海外展開は避けられないものと考えられ、DMG 森精機のリソースやノウハウを当社において活用することは現実的かつ有効な対応であると考えられること、また上記②については特に DMG MORI Precision Boring との経営資源の融通を主軸に検討が行われており、施策（及び実現を目指すシナジー）としての具体性は高いものと考えられること、さらに上記③についても上記本取引の背景事情でも触れた「顧客の製造ラインの省人化・効率化ニーズの高まりの中で、工作機械の自動化・複合化

等さらに高付加価値な製品の需要拡大といった変化が生じている」との市場環境へ対応するための合理的なものと考えられること

- 他方で、上記①から③の施策の実行にあたっては、費用支出が先行する可能性もあり得、短期的には当社の財務状況や業績の悪化をもたらすリスクもあると考えられ、当社が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合、資本市場から十分な評価が得られず当社の株式価値が毀損する可能性があると言え、今般予定されている本取引の実施により当社が DMG 森精機の完全子会社となり当社株式が非公開化されることは、一時的な費用支出の先行や短期的な業績悪化が株価に与え得る影響にとらわれず、より迅速な意思決定を可能として、当社の成長戦略を推進するための対応として合理的なものであると考えられること
- なお、本取引に伴う当社の非公開化によるデメリットとして、一般的には、上場会社というステータスを失うことにより、(ア) 資本市場から資金調達を行うことができなくなること、また (イ) 上場会社として享受してきた知名度や信用力、人材の確保に影響を及ぼす可能性等の懸念があり得るものの、上記 (ア) については、当社の現在の財務状況等を考慮するとエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないとのこと、また上記 (イ) については、当社のこれまでの長きにわたる事業活動や社会活動を通じて、工作機械業界におけるブランド力や知名度は既に浸透し、従業員や取引先を含めた多数のステークホルダーとの信頼関係も構築できていると考えているとのこと、加えて DMG 森精機は上場会社であり高い社会的信用及び認知度を有していると考えられることから、当社が DMG 森精機の完全子会社になったとしても、上場会社である現状と比して当社の社会的信用や採用活動への悪影響が生じることは考えにくいとのことであり、これらの事情を踏まえると当社の非公開化（完全子会社化）によるデメリットは限定的であると整理することは合理的なものと考えられること

2. 本取引に係る手続の公正性が確保されているか

《結論》

本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されていると考える。

《理由》

- 当社は本取引への対応を検討するに当たり、当社における検討及び意思決定の過程に対する DMG 森精機の影響を排除するべく、当社及び DMG 森精機のいずれからも独立した本特別委員会を設置していること
- 本特別委員会の委員全 3 名の過半数である 2 名はいずれも当社の独立社外取締役であり、残る 1 名は外部の専門家である弁護士であること

- さらに当該独立社外取締役のうち1名が本特別委員会委員の互選により同委員会の委員長に選定されていること
- 当社は、本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付け価格の公正性を確保すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、当社及びDMG 森精機のいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券へ依頼した上で、株式価値算定書を取得していること、また野村證券の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- また当社は、本取引に関する法的助言を得るべく、当社及びDMG 森精機のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任していること、またアンダーソン・毛利・友常法律事務所の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- さらに本特別委員会においても、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付け価格の公正性を確認すべく、当社株式に係る株式価値の算定を、当社及びDMG 森精機のいずれからも独立した第三者算定機関である赤坂国際会計へ依頼した上で、株式価値算定書を取得していること、また赤坂国際会計の上記独立性に関し本特別委員会においても必要な説明を受けた上で当該独立性を確認していること
- 今般の本完全子会社化手続（注1）を含む本取引は、当社の支配株主（親会社）であるDMG 森精機との間で実施されるものであることから、構造的かつ典型的な利益相反性が生じる可能性があり得るところ、当社においては、上記の体制のもと、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社からDMG 森精機に対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請してきたと言えること
- 当社とDMG 森精機との間の協議及び交渉の方針に関して、当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーでもある野村證券から本特別委員会に対して交渉方針等の説明が行われた上で、本特別委員会において確認された当該交渉方針の下にDMG 森精機との交渉が進められたこと
- 当社とDMG 森精機との間の協議及び交渉の具体的な状況についても、適時に本特別委員会への報告が行われてきており、かつ特に本公開買付け価格に関する協議及び交渉の局面においては、当該報告の内容を踏まえ本特別委員会から当社及び当社のフィナンシャル・アドバイザーでもある野村證券に対して意見を述べるとともに、必要と考えられる提言及び要請等を行うなど、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付け価格の交渉過程に本特別委員会が実質

的に関与可能な体制が確保されていること

- その上で、条件の妥当性及び公正性並びに現実性といった事情について、当社において全般的な検証を重ねた上で、DMG 森精機との複数回に及ぶ協議を経て本公開買付価格の妥当性についての検討を行い、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたこと
- その後、最終的に当社及びDMG 森精機間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格となったこと
- さらに、いわゆる二段階買収等に関しても、早期かつ詳細な開示及び説明を行う予定とのことであり、当社株主の適切な判断機会の確保に努めていると言えること、その他DMG 森精機及び当社が作成し開示する予定の各開示書類において、当社株主（とりわけ少数株主）が本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報が開示される予定となっていること
- 利害関係を有すると整理される当社取締役及び当社監査役について、当社における本取引の検討に加わっておらず、また今後開催される本取引に関する取締役会に関しその審議及び決議にも参加しない予定であることなど、意思決定過程における恣意性の排除に努めていると言えること
- 本公開買付けにおいては、本公開買付けに関する本意見表明プレスリリース最新版ドラフトに記載のとおりの内容の買付予定数の下限が設定される予定である。この点、当該下限の設定により、本公開買付けへの応募が少ない場合には、本公開買付けを通じた当社株式の買付け等が行われないことになり、この点は当社の少数株主（いわゆる一般株主）の意向を可能な限り尊重するものと言えること
- なお、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の条件設定は行われていないものの、DMG 森精機は当社の支配株主（親会社）であり既に相当数の当社株式を保有しており、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」はかえって本公開買付けの成立を不安定なものとする可能性があり得るところである（すなわち、支配株主（親会社）であるDMG 森精機が当社完全子会社化の意向を示した以上、仮に今回本公開買付けが成立しなかったとしても、将来のいずれかの時点において再度同様の取引が実施される可能性があり、少数株主が不安定な立場に置かれる可能性もあり得ると言える）。加えて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」は本公開買付けへの応募を希望する少数株主（すなわち、市場における当社株式の流動性が必ずしも高いとは言えない状況の中、当社株式の売却機会を希望する株主）の利益に資さない可能性もあり得るところである。そのため、他のいわゆる公正

性担保措置について相当程度の配慮が行われていると言えること等を踏まえると、形式的に「マジョリティ・オブ・マイノリティ」が無いことを特に注視しなければならない状況には無いものと考えられること

- 本公開買付けにおいて、その買付期間は 30 営業日と法令上の最短期間である 20 営業日より長期の期間が設定される予定であること、また当社は DMG 森精機との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するようないわゆる取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者と接触することを制限するような内容の合意を行っていないこと等から、いわゆるマーケット・チェックの観点において特段不合理な状況には無いものと考えられること。なお、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェックに関しては、情報管理の観点等から実務上その実施は必ずしも容易とは言えず、従って本件においてもそのような対応が行われていないことのみをもって、マーケット・チェックの点で不合理な状況が生じるものでは無いと考えられること
 - 本取引においては、当社株式の非公開化のために、いわゆる二段階買収の手続が予定されている（現状、本公開買付けの結果次第で、株式売渡請求又は株式併合のいずれかの手続によることが予定されている）が、株式売渡請求に関連する少数株主（一般株主）の権利保護を目的とした会社法上の規定として、裁判所に対して売買価格の決定の申立てを行うことが可能とされていること。また、株式併合に関連する少数株主（一般株主）の権利保護を目的とした会社法上の規定として、所定の条件のもと、当社の株主は、当社に対し、自己の所有する普通株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社普通株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められていること。かかる申立てが行われた場合の価格の決定は、最終的には裁判所が判断することとなり、当社の少数株主（一般株主）においては、かかる手続を通じて経済的な利益の確保を図ることが可能とされていること
 - 以上のとおり、本完全子会社化手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること
3. 本取引の条件（本公開買付けにおける買付価格を含む。）の妥当性が確保されているか

《結論》

本取引の条件（本公開買付けにおける買付価格を含む。）の妥当性が確保されて

いると考える。

《理由》

- 当社において、本取引の条件、とりわけ本公開買付けにおける当社株式に係る本公開買付価格の公正性・妥当性を確保するために、その検討及び判断に際して、当社株式に係る株式価値算定のための独立の第三者算定機関（以下「本第三者算定機関」といいます。）として野村証券を選任し、本第三者算定機関から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としていること
- 本第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること
- 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている当社の事業計画の内容に関する当社及び本第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、当社の事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること
- これらを踏まえ、本第三者算定機関作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
- また、当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で、本公開買付価格の検討を行ってきたと言えること
- 当社において、本第三者算定機関を経験豊富なフィナンシャル・アドバイザーとして起用し、DMG 森精機との間で、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を複数回にわたり実施したと言えること
- 当社において本第三者算定機関から取得した株式価値算定書を前提に、当社と DMG 森精機との間で合意された本公開買付価格は、当該算定結果の範囲内であること。特に DCF 法による算定との関係では、算定レンジの範囲内の価格となっていること
- 上記当社選任の本第三者算定機関に加えて、本特別委員会においても、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確認するべく、当社株式に係る株式価値算定のための独自の第三者算定機関として赤坂国際会計を選任し、赤坂国際会計から株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としていること
- 赤坂国際会計作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算

定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられること

- 上記算定の内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、また当該算定の前提となっている当社の事業計画については、上記のとおり当社及び本第三者算定機関から本特別委員会に対する説明を踏まえ、本特別委員会においても、当社の事業計画の作成経緯及び当社の現状を把握した上で、それらに照らし不合理な点がないかという観点から事業計画の合理性を確認しており、結論として当該事業計画を合理的なものであると考えていること
- これらを踏まえ、赤坂国際会計作成の株式価値算定書について、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること
- 当社と DMG 森精機との間で合意された本公開買付価格は、赤坂国際会計による算定結果の範囲内であること。特に DCF 法による算定との関係では、算定レンジの中央値を超える価格となっていること
- 本答申書提出日（上記両株式価値算定における市場株価法に係る算定基準日）の当社株式の取引終値（1,375 円）並びに直近 1 ヶ月平均、直近 3 ヶ月平均及び直近 6 ヶ月平均の終値単純平均値（1,335 円、1,293 円及び 1,373 円）に対して約 36.36%から約 45.01%に相当するプレミアムが付されたものとなっている。本公開買付けに関する本意見表明プレスリリース最新版ドラフトに記載されている過去の類似事例におけるプレミアムの実例（その具体的な内容、数字は次項目記載のとおりである）を踏まえると、本公開買付価格に付されたプレミアムは特段異なる水準を提示しているものとは考えられず、十分に合理的水準であると推定されること
- また、上記「過去の類似事例におけるプレミアムの実例」の詳細は以下のとおりであり、本特別委員会は下記の内容について当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券から説明を受け、下記の各内容を前提に検討を行ったものである。すなわち、本取引と同様に親会社による完全子会社化の事例（経済産業省が「M&A 指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日から 2024 年 10 月 31 日までの間に公表され、かつ成立した 55 件）におけるプレミアム水準（公表日前営業日の終値、並びに直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ 42.41%、43.37%、42.31%、40.87%）及び平均値（それぞれ 43.47%、45.32%、44.38%、42.31%））との比較において、本公開買付価格は、公表日の前営業日の終値、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム（それぞれ 36.36%、40.45%、36.56%）は、上記過去の類似事例におけるプレミアム水準を下回るものの、過去の類似事例におい

て、36.36%、40.45%、36.56%を下回るプレミアム水準の案件がそれぞれ17件、22件、21件存在しているとのことであり、また、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム(45.01%)は過去の類似事例におけるプレミアム水準(すなわち42.31%及び44.38%)を上回っていることから、本公開買付価格は当社株式の市場株価に対して合理的な水準のプレミアムが付されたものと評価できると考えられること

- これらの当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する当社の判断及び意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性を有するものと考えられること
 - さらに、当社からの説明によれば、本完全子会社化手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であること
 - この点、本完全子会社化手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの(いわゆる二段階買収としての手続)であり、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的と考えられること
 - 買付予定数の上限・下限や撤回等の条件、二段階買収に関する事項などをはじめとする本公開買付価格以外の本取引の諸条件についても、本公開買付けの成立を不安定にしたり強圧性を生じさせたりする等、少数株主にとって不利となるような条件は設定されておらず、妥当であると考えられること
4. 上記1から3までを踏まえ、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか
- 《結論》
- 上記1から3までを踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える。
- 《理由》
- 上記1から3までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本特別委員会において、本公開買付けを含む本取引に関する決定(本公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)が当社の少数株主にとって不利益なものであると考える事情は現時点において特段見あたらず、従って本取引に関する決定(本公開買付けに関する意見表明の決定を含む。)は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考える
5. 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主

に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことの是非

《結論》

上記1から4までを踏まえれば、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当（すなわち「是」）である（従って、当社取締役会が、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うこと、及び②本公開買付け後に株式併合又は株式売渡請求の方法を用いた本完全子会社化手続を実施する旨の決議を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない）と考える。

《理由》

これまでに述べたとおり、1. 本公開買付けを含む本取引の目的が合理的と認められる（本取引が当社の企業価値向上に資する）と考えられること、2. 本公開買付けを含む本取引に係る手続の公正性が確保されていると考えられること、3. 本取引の条件（本公開買付けにおける買付価格を含む。）の妥当性が確保されていると考えられること、4. 上記1から3を踏まえると、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられることからすると、現時点において、当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うことは相当（すなわち「是」）である（従って、当社取締役会が、①本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行うこと、及び②本公開買付け後に株式併合又は株式売渡請求の方法を用いた本完全子会社化手続を実施する旨の決議を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものではない）と考えられ、これに反する事情は現時点において特段見当たらない

（注1）「本完全子会社化手続」とは、2024年11月1日時点において、DMG 森精機が本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役以外の職員に付与された当社の譲渡制限付株式（以下「本非取締役保有譲渡制限付株式」といいます。）を含み、譲渡制限付株式報酬として当社の取締役に付与された当社の譲渡制限付株式（以下、本非取締役保有譲渡制限付株式と併せて「本譲渡制限付株式」といいます。）、DMG 森精機が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に、当社の株主を DMG 森精機のみとするために実施することが予定されていた一連の手続をいいます。

③ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、上記「②当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社及び DMG 森精機から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、DMG 森精機及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておらず、本取引に係るアンダーソン・毛利・友常法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社取締役会における本公開買付け価格に関する意思決定の公正性を担保するために、当社及び DMG 森精機から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年10月31日付で、本株式価値算定書（野村證券）を取得いたしました。

野村證券は、当社及び DMG 森精機の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、初回の会合において、野村證券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

野村證券による当社株式の価値算定の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

⑤ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するために、当社及び DMG 森精機から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2024年10月31日付で本株式価値算定書（赤坂国際会計）を取得しております。

赤坂国際会計は当社及び DMG 森精機の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る赤坂国際会計に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本

公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

赤坂国際会計による当社株式の価値算定の詳細については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

⑥ 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、DMG 森精機から独立した立場で、本取引に関する検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2024年8月22日に、本取引の検討・協議を開始したい旨の申入れを受け、その後2024年9月5日に、DMG 森精機より本取引を行うことに関する書面での提案を受領したことを踏まえ、本取引に関する検討（当社の株式価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに DMG 森精機との協議及び交渉を行う検討体制を構築いたしました。検討に関与するメンバーは、DMG 森精機グループ（当社を除く。）各社の役職員を兼務していない当社の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しております。また、当社の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言、野村證券から得た財務的見地からの助言並びに本株式価値算定書（野村證券）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の事務及び本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引によりシナジーの実現を見込むことができ、当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当なものであり、本公開買付けは当社の少数株主の皆様に対して合理的な水準のプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであるとの判断に至ったことから、2024年11月1日開催の当社

取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社取締役6名のうち、森雅彦氏はDMG森精機の代表取締役を兼務しており、また、大石賢司氏はDMG森精機の出身者であるため、当社の少数株主との間の利益相反による影響を可能な限り排除し、本取引に係る意思決定における公正性、透明性及び客観性を担保する観点から、これら2氏を除く4名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っております。また、上記の取締役会には、当社監査役4名のうち、DMG森精機の出身者である森岡正樹氏を除く監査役3名全員が出席し、出席した監査役全員一致で、上記の決議に異議がない旨を決議しております。

また、当社取締役のうち森雅彦氏及び大石賢司氏並びに当社監査役のうち森岡正樹氏は、上記と同様の観点から、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本取引の協議及び交渉に参加しておりません。

⑧ 取引保護条項の不存在

当社及びDMG森精機は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑨ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

DMG森精機は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、DMG森精機が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（ただし、本譲渡制限付株式を含み、DMG森精機が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請することを予定しており、当社の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（DMG森精機及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、DMG 森精機は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 30 営業日に設定しているとのことです。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しているとのことです。

4. 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本株式売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 2 号）

DMG 森精機は、本株式売渡対価の支払のため、取得日までに、手元資金の充当もしくは、金融機関から本株式売渡対価の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しており、当社としても、DMG 森精機と当該金融機関との間の当座貸越約定書の写しにより、DMG 森精機による資金確保の方法を確認していることから、DMG 森精機による株式売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について DMG 森精機が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本株式売渡対価を交付するものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以上